

令和7年度建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R8.4.22

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R7.12.24	改定	本編	14-31 14-32 14-33	第14編 森林整備 第5章 共通工（1）溝渠工・法面工 4-1-4 簡易法枠工	適用範囲について一部追記	1～3
R8.2.27	改定	本編	11-15	第11-3編 港湾・漁港漁場整備 第4章 就業時間別の船員供用係数	就業時間別の船員供用係数の改定	4
R8.3.31	改定	本編	11-14 ～ 11-22	第2編 共通工 第4章 コンクリート工 ④鉄筋工	市場単価からの移行	5～13
			VI-2 VI-5～VI-15 VI-17,18	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 第2章 市場単価	市場単価の改定・廃止に伴う記載の変更	14～20
			13-56	第13編 農業農村整備編 第6章 フリューム類据付工 ⑦ボックス蓋	市場単価の改定・廃止に伴う記載の変更	21
			14-29 14-30	第14編 森林整備 第4章 コンクリート工 3-1-7 鉄筋工、3-2 鉄筋工	市場単価の改定・廃止に伴う記載の変更	22
			14-58 14-59	第14編 森林整備 第10章 市場単価 9-1 鉄筋工（太径鉄筋含む。）、9-2 鉄筋工（ガス圧接）、9-14 軟弱地盤処理工	市場単価の改定・廃止に伴う記載の変更	23
			14-69	第14編 森林整備 第13章 治山ダム工 2-7（参考歩掛）挿し筋による水平打継面処理工	市場単価の改定・廃止に伴う記載の変更	24
R8.4.7	訂正	本編	1-17-①-57 1-17-②- 1,2,27	第1編 総則 第17章 作業日当り標準作業量 ①作業日当り標準作業量	市場単価からの移行	27～29
			1-3-①-2	第1編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等	一般管理費等率の改定	30
R8.4.22	改定	本編	VII-1	第VII編 電気通信（積算） 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等	一般管理費等率の改定	31

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年4月22日

ページ	改定前（令和8年4月30日まで適用）	改定後（令和8年5月1日以降適用）																																		
<p>I-3-①-2 第I編 総則 [2] 独自基準 第3章 一般管理費等及び 消費税相当額 ①一般管理費等</p>	<p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp） なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="795 976 1617 1024"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$ (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (円) (注) 1. Gpの値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>追記</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="756 1270 1617 1339"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>次ページへ</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>別表第1 一般管理費等率 (令和8年4月30日まで適用)</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1715 949 2582 997"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$ (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (円) (注) 1. Gpの値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(令和8年5月1日以降適用)</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1715 1285 2582 1333"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343$ (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (円) (注) 1. Gpの値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																	
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																	
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																	
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																	
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																	
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%																																	

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年4月22日

ページ	改定前（令和8年4月30日まで適用）	改定後（令和8年5月1日以降適用）																			
<p>Ⅶ-1 第Ⅶ編 電気通信（積算） 〔2〕 独自基準 第3章 一般管理費等及び 消費税等相当額 ①一般管理費等</p>	<p>（記載なし）</p>	<p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>①一般管理費等</p> <p>3 一般管理費等の算定 （令和8年4月30日まで適用） 土木工事標準積算基準 による。 （令和8年5月1日以降適用） 別表第1を以下に読み替える。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">（1）前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</td> </tr> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </table> <p>（2）算定式 〔一般管理費等率算定式〕 $Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343$（%） ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（円） （注）1. Gpの値は、少数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計 算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事 費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	（1）前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合				工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%							
（1）前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合																					
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																		
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%																		
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 〔2〕 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等</p>	<p>3節 一般管理費等 2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 表一⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正 （注）1. ケース3の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準／第1編／第3章 一般管理費等及び消費税相当額／4 一般管理費等率の補正／ 別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p>	<p>3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定 （令和8年4月30日まで適用） 港湾請負工事積算基準 による。 （令和8年5月1日以降適用） 表一④を以下のとおり読み替える。</p> <p>表一④ 一般管理費等率</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工事原価 適用 区分等</td> <td>500万円以下</td> <td colspan="2">500万円を超え30億円以下</td> <td rowspan="2">30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>25.13%</td> <td>-5.21826</td> <td>60.08343</td> <td>10.63%</td> </tr> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $GP = a \cdot \log(CP) + b$（小数3位四捨五入） ただし、 GP：一般管理費等率（%） CP：工事原価（円）</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 表一⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正 （注）1. ケース3の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準／第1編／第3章 一般管理費等及び消費税相当額／4 一般管理費等率の補正／ 別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																	
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による			下記の率とする																
		a	b																		
一般管理費等	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%																	

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年4月22日

ページ	改定前（令和8年4月30日まで適用）	改定後（令和8年5月1日以降適用）																			
<p>11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 〔2〕独自基準 第1部 漁港漁場関係事業 請負工事費積算基準 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等</p>	<p>3節 一般管理費等</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱 表一⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり累積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準/第1編/第3章 一般管理費等及び消費税相当額/4 一般管理費等率の補正/ 別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p>	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 (令和8年4月30日まで適用) 漁港漁場関係工事積算基準 による。 (令和8年5月1日以降適用) 表一④を以下のとおり読み替える。</p> <table border="1" data-bbox="1703 632 2585 800"> <caption>表一④ 一般管理費等率</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>25.13%</td> <td>-5.21826</td> <td>60.08343</td> <td>10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $GP = a \cdot \log(CP) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 GP : 一般管理費等率 (%) CP : 工事原価 (円)</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱 表一⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり累積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準/第1編/第3章 一般管理費等及び消費税相当額/4 一般管理費等率の補正/ 別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																	
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする																	
		a	b																		
一般管理費等	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%																	

追記

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年4月22日

ページ	改定前（令和8年4月30日まで適用）	改定後（令和8年5月1日以降適用）								
<p>12-1 第12編 空港 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事 積算基準 第3章 一般管理費等</p>	<p>第2章 工事費の積算</p> <p>①直接工事費</p> <p>1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／①直接工事費／3 労務費</p> <p>2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／①直接工事費／1 材料費</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>本章については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3章 一般管理費等</p> <p>①一般管理費等</p> <p>4. 一般管理費等率の補正 (令和8年4月30日まで適用) 空港請負工事積算基準による。</p> <p>(令和8年5月1日以降適用) 別表第3を以下に読み替える。</p> <p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">一 般 管 理 費 率 等</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超える場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 原 価</th> <th style="width: 20%;">500万円以下</th> <th style="width: 20%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 20%;">30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \text{ (\%)}$ ただし、G_p:一般管理費等率(%) C_p:工事原価(単位円) (注)G_pの値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> </div>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	(2)の算定式により算出された率	10.63%
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの							
一般管理費等率	25.13%	(2)の算定式により算出された率	10.63%							

追記

次ページへ